

新たな商品
販売方法の
調査研究

ゴミ減量化へ
の取組み

農水産物を
利用した
土産品開発

地域の活動を応援します！

花いっぱい運動

新しいイベントの実施

『まちづくり活動支援補助金』

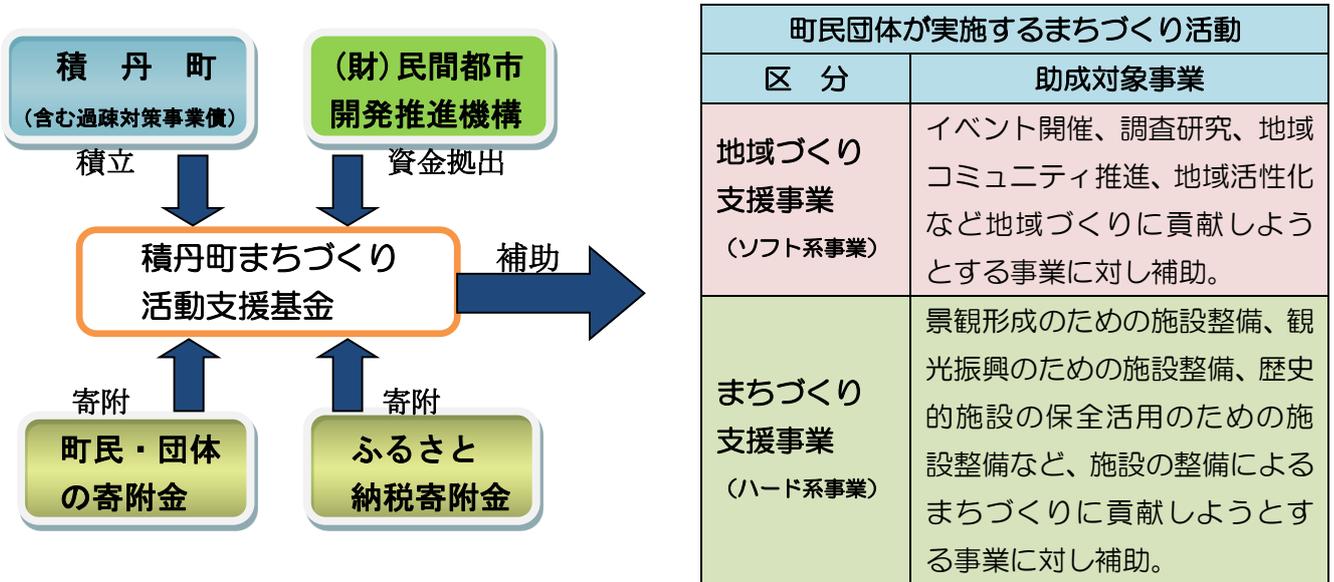
地域での
福祉活動

町民の皆さんによる地域づくり活動を支援するため、「積丹町まちづくり活動支援基金」を利用して実施する活動事業の募集を受けています。

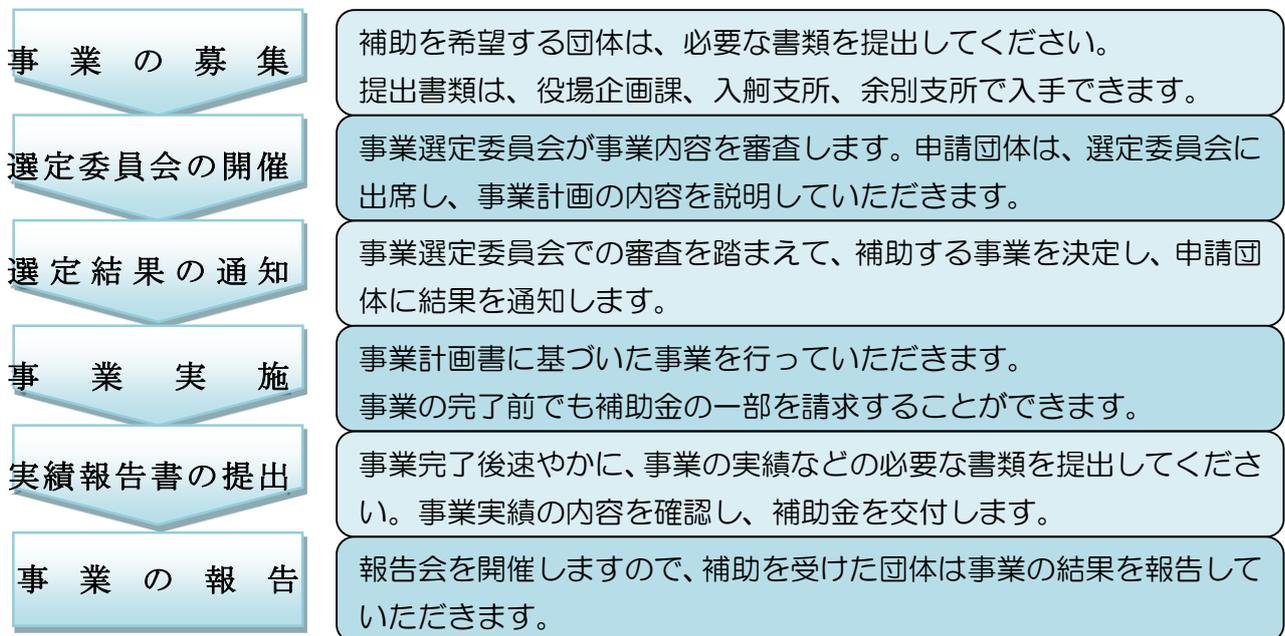
第1回募集締切：H30年4月25日(水) 第2回募集締切：H30年7月25日(水)

1. 積丹町まちづくり活動支援基金の概要

この基金は、町外からのふるさと納税寄附金や町民の皆さんからの寄附金、(財)民間都市開発推進機構からの拠出金と国の過疎地域の自立促進を目的とした過疎対策事業債による資金により積み立てた原資を基に、町民の皆さんが行う町づくり活動の支援を行うものです。



2. 事業の流れ



3. 対象となる団体は？

町内に活動拠点があり、満 18 歳以上の町民 5 人以上で構成され、構成員の過半数が町民であり、事業を確実に遂行できる団体

4. 対象となる事業は？

下記のすべてに該当する事業が対象となります。

- ① 団体が実施する公益性の高いまちづくりに関する事業
- ② 財源について制約のある他の補助金等を受けていない事業
- ③ 事業実施後、5 年以上適正な管理と事業活動が見込まれる事業
(ただし、調査研究事業は、報告書の提出を完了とする場合もあります。)
- ④ 事業主体の一部経費負担がある事業
- ⑤ 団体の維持運営のみを目的とした事業でないこと
- ⑥ 個人の生活維持や負担軽減を目的とした事業でないこと
- ⑦ 宗教的・政治的活動を目的としない事業
- ⑧ 補助金の交付決定前に実施していない事業
- ⑨ 選定委員会が補助対象事業として適当と町長に答申した事業

5. 対象となる経費は？

補助対象の事業に要する経費です。

ただし、次のものは対象経費とはなりません。

- ① 団体の構成員に対する人件費及び謝礼
- ② 団体の経常的な事業に要する維持運営費
- ③ 土地及び建物の取得費並びに既存の建物等施設の撤去費
- ④ 他の団体等に対し支出する補助金、交付金及び寄附金等
- ⑤ その他、補助金を交付することが適当でないと認められる経費

6. 選定委員会での審査は？

まちづくり活動支援事業選定委員会は、民間の委員 7 名で構成されています。

審査は、次の観点から行うとともに、必要に応じて応募事業に対するアドバイスをを行います。

- ① 公益性：地域の活性化など地域づくりへの寄与や、地域の公共的なニーズへの対応が期待できるか
- ② 持続性：事業実施後の管理運営や維持管理など、団体の持続的な活動が可能か
- ③ 発展性：活動の広がりや波及効果が期待でき、地域の発展・活性化につながる事業か
- ④ 妥当性：自己資金の準備や経費の見積もり、算出は適正か
- ⑤ 実現性：団体の活動内容などから事業計画に実現性が認められるか
土地・建物所有者や関係者との合意形成がなされているか
各種法令・規則等との問題はないか
- ⑥ 積極性：事業実施の理由はなぜか、団体のこれまでの活動歴と今後の活動への意欲や熱意

7. 補助金の額は？

選定委員会の意見を聴いて、町長が決定した額です。助成割合、限度額は次のとおりです。

	地域づくり支援事業（ソフト系）	まちづくり支援事業（ハード系）
補助割合	補助対象経費の95%以内（千円未満は切り捨て）	
補助金の上限額と下限額	上限60万円、下限5万円	上限950万円、下限100万円

※事業実績により補助対象経費（補助対象事業費）に変更があった場合は、補助割合及び補助金の上限額と下限額に基づき補助金の額が確定されます。

8. 具体的な事業例は？

具体的な事業区分・対象事業は次のとおりです。

① 地域づくり支援事業（ソフト系事業）

区 分	対 象 事 業
1 地域保健・福祉推進事業	ア イベント開催事業
2 地域文化・スポーツ振興事業	イ 広報普及事業
3 地域情報化推進事業	ウ 人材育成事業
4 地域国際化推進事業	エ 調査研究事業
5 地域景観形成事業	オ 地域コミュニティ推進事業
6 地域環境保全・創造事業	カ 地域活性化推進事業
7 移住促進事業	キ 地域自立促進事業
8 地域特産品奨励事業	ク 委員会において必要と認める事業
9 農林水産業の振興に関する事業	
10 商工観光業の振興に関する事業	
11 省エネルギー・新エネルギー促進事業	

② まちづくり支援事業（ハード系事業）

区 分	対 象 事 業
1 まちづくり事業	ア 景観形成に資する施設整備事業
	イ まちの魅力向上に資する施設整備事業
	ウ 伝統文化の継承・歴史的施設の保全に資する施設整備事業
	エ 観光振興に資する施設整備事業
	オ 産業の6次産業化に資する施設整備事業
	カ 安全安心なまちづくりに資する施設整備事業
	キ 委員会において必要と認める施設整備事業

例えば・・・ ◇地域における高齢者への声かけ・見守りに必要な調査
 ◇ゴミの減量化やきれいなまちづくりに対する取り組み
 ◇インターネットを活用した情報発信 など



9. 応募締切り、応募方法は？

平成30年度に応募締切りは次のとおりです。

- ① 第1回締切：H30年4月25日（水） 交付事業決定：H30年5月中旬（予定）
- ② 第2回締切：H30年7月25日（水） 交付事業決定：H30年8月中旬（予定）

役場企画課、入舸支所、余別支所の窓口に備えている「積丹町まちづくり活動支援事業補助金交付申請書」を締切日までに提出してください。（町のホームページからもダウンロードできます。）

選定委員会の開催日時など必要事項については、応募された団体に追ってご案内します。

10. 応募にあたっての相談・注意事項は？

- (1) 役場企画課へご相談ください I P 電話又は電話44-2114、
また、事業の応募や実施についてのご相談は、役場企画課の他、計画しようとする事業
に関係する課・委員会等で随時、受付けています。
- (2) ご相談の事業内容によっては、来年度以降の他の補助制度の検討をお薦めする場合もあ
りますので、予めご了承ください。
- (3) 応募に当たっては、団体内で応募の条件や計画事業の内容についての確認、検討を十分
行ってください。
また、活動事業に要した経費や町からの補助金の会計事務処理については、記録の保管
や団体内の監査など、透明性のある適正な会計処理が行われるよう注意してください。

平成30年3月30日 発行

積丹町役場 企画課

I P 電話又は電話44-2114